

**「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」の印刷配布
に関する国务院弁公庁の通知**
国弁発〔2018〕19号

各省・自治区・直轄市の人民政府、国务院の各部門・各直属機構へ

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」は、国务院の承認を受けたので、ここに配布し、真摯に徹底実行してください。

国务院弁公庁
2018年3月18日

（この文書は公開発行するものである）

知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）

全体的な国家安全観を徹底実行し、国家安全制度体系を完備化し、国家安全と重大な公共利益を保護し、知的財産権の対外的な譲渡秩序を適正化するために、国家安全、対外貿易、知的財産権などの関連法律法規に基づき、本弁法を制定した。

一、審査範囲

- （一） 技術輸出、外国投資家による国内企業の吸収合併などの活動が本弁法に規定する専利権、集積回路の回路配置権、コンピュータソフトウェアの著作権、植物新品種権など知的財産権の対外的な譲渡に係る場合、本弁法に従って審査しなければならない。上記知的財産権にはその出願権も含まれる。
- （二） 本弁法にいう知的財産権の対外的な譲渡とは、中国の組織機関や個人がその国内の知的財産権を外国の企業、個人またはその他の組織に譲渡することをさす。うちには、権利者の変更、知的財産権の実際支配人の変更、知的財産権の独占実施許諾が含まれる。

二、審査内容

- （一） 知的財産権の対外的な譲渡によるわが国の国家安全への影響。
- （二） 知的財産権の対外的な譲渡によるわが国の重要分野の中核的肝要技術の革新発展能力への影響。

三、審査体制

- （一） 技術輸出に係る知的財産権の対外的な譲渡の審査。
 - 1. 技術輸出活動において、輸出予定技術はわが国の政府が明確にした「輸出禁止と輸出制限技術目録」に規定する輸出制限技術であって、専利権、集積回路の回路配置権、コンピュータソフトウェアの著作権などの知的財産権に係る場合、審査をしなければならない。
 - 2. 地方の貿易主管部門は技術輸出経営者から提出された中国輸出制限技術の申請書を受取ったあと、専利権、集積回路の回路配置権などの知的財産権の対外的な譲渡に係る場合、関連資料を地方の知的財産権管理部門に転送しなければならない。地方の知的財産権管理部門は関連資料を受取った後、譲渡予定の知的財産権

- を審査し、書面による意見書を発行し、地方の貿易主管部門にフィードバックするとともに、国務院の知的財産権主管部門へ届け出なければならない。
3. 地方の貿易主管部門は地方の知的財産権管理部門から発行された書面による意見書に基づき、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」などの関連規定に従って審査決定を下さなければならない。
 4. コンピュータソフトウェアの著作権の対外的な譲渡に係る場合、地方の貿易主管部門と科学技術主管部門が「中華人民共和国技術輸出入管理条例」、「コンピュータソフトウェア保護条例」などの関連規定に従って審査する。対外的に譲渡する予定のコンピュータソフトウェアの著作権は既にコンピュータソフトウェアの登記機関に登録している場合、地方の貿易主管部門が審査の結果を速やかにコンピュータソフトウェアの登記機関に通知しなければならない。審査を経て譲渡不可とされた場合、コンピュータソフトウェアの登記機関が通知を受取った後、権利帰属の変更登記手続きを行ってはならない。
 5. 植物新品種権の対外的な譲渡に係る場合、農業の主管部門と林業の主管部門が「中華人民共和国植物新品種保護条例」の関連規定に従って、職責により審査する。重点的な審査内容は、譲渡予定の植物新品種権によるわが国の農業安全、特に食糧安全と種子安全への影響である。
- (二) 外国投資家による国内企業の吸収合併の安全審査に係る知的財産権の対外的な譲渡の審査。
1. 外国投資安全審査機関は外国投資者による国内企業の吸収合併をめぐる安全審査を行うに当たって、吸収合併安全審査範囲内において知的財産権の対外的な譲渡に係るものについて、譲渡予定の知的財産権の種類によって、関連する資料を関連する主管部門に転送して意見を求めなければならない。専利権、集積回路の回路配置権に係るものは、国務院の知的財産権主管部門が担当する。コンピュータソフトウェアの著作権に係るものは、国家版權主管部門が担当する。植物新品種権に係るものは、国務院の農業主管部門と林業主管部門が職責によってそれぞれ担当する。
 2. 関連する主管部門は速やかに審査し、書面による意見書を出し、外国投資安全審査機関にフィードバックしなければならない。外国投資安全審査機関は関連主管部門から発行された書面意見書を参考にし、関連する規定に従って審査決定を下さなければならない。

四、その他の事項

- (一) 関連主管部門は審査細則を作成して、審査資料、審査手順、審査期間、業務責任などを明確にしなければならない。
- (二) 知的財産権の対外的な譲渡審査の最終的な決定が下された後、知的財産権の権利帰属に変更がある場合、譲渡双方は関連する法律法規に従って変更手続を行わなければならない。
- (三) 関連主管部門のスタッフは知的財産権の対外的な譲渡双方の営業秘密を守らなければならない。
- (四) 知的財産権の対外的な譲渡が国防安全に係る場合、国の関連規定に従い、本弁法を適用しない。
- (五) 本弁法は印刷配布日から試行する。

出所：

2018年3月29日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/29/content_5278276.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。